

次世代住宅ポイントの申請手続きに必要な対象住宅証明書等の確認シート

【1】次世代住宅ポイントのポイント発行申請では、表1の基準のいずれかに適合していることを、表2のいずれかの証明書にて確認します。

※①～⑨のいずれかの申請をされている場合、その証明書で表1の基準を満たすことができるため、あえて次世代住宅ポイント対象住宅証明書の申請をする必要はありません。

表1

標準ポイント基準	
1	断熱等性能等級4
2	一次エネルギー消費量等級4以上
3	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上
4	免震建築物※1
5	高齢者等配慮対策等級3以上※2
6	劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上※3の住宅 （共同住宅・長屋については、一定の更新対策※4が必要）
(注)	1から6までの技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度の性能等級などと同じ。
※1	免震建築物は、評価方法基準1-3に適合しているものを対象。
※2	9-1高齢者配慮対策等級(専用部分)及び9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)の等級3
※3	4-1維持管理対策等級(専用配管)及び4-2維持管理対策等級(共用配管)の等級2
※4	一定の更新対策とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)および間取り変更の障害となる壁または柱がないこと。

表2

証明書の種類	
①	設計住宅性能評価書
②	建設住宅性能評価書
③	すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書
④	贈与税の非課税措置の住宅性能証明書
⑤	長期優良住宅建築等計画認定通知書
⑥	低炭素建築物新築等計画認定通知書
⑦	性能向上計画認定通知書
⑧	B E L S 評価書（☆2つ以上）
⑨	フラット35S適合証明書（金利A・Bプラン）
⑩	次世代住宅ポイント対象住宅証明書

【2】『災害等やむを得ない場合』もしくは『新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに契約できなかった方』を対象とした住宅証明書の申請について

- I 『災害等やむを得ない場合』で次世代住宅ポイント事務局に適否を確認しました。
- II 『新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月末までに契約できなかった方』で次世代住宅ポイント事務局に適否を確認しました。
- III 理由の適否は次世代住宅ポイント事務局の判断となるため、その結果にかかわらず証明書発行手数料をご負担いただきます。

私は、次世代住宅ポイント対象住宅証明申請を行うにあたり、

【1】の①～⑨のいずれの申請にも該当しないことを確認しました。

【2】のIもしくはIIを確認し、IIIについて了解しました。

申請者氏名

\_\_\_\_\_